

ベトナム社会におけるバリアフリー：東アジア三都市の公共交通機関のバリアフリー化と比較して

その他のタイトル	The Accessibility for People with Disabilities in the Civil Society of Vietnam : A Comparison with the Case of Public Transportation in 3 Other Cities of East Asia
著者	上野 俊行
学位授与年月日	2014-02-28
URL	http://doi.org/10.15083/00006521

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 上野俊行

本論文は、ベトナムにおける障害者の社会参加を促進する手段として都市の公共交通機関を重視し、そのバリアフリー化の現状と展望を、北京、バンコク、台北という東アジア三都市との比較を通じて検討したものである。

論文は、序章、本論5章、終章によって構成されている。まず序章では、ベトナムでは、ベトナム戦争などの影響で障害者の数が多いにもかかわらず、バリアフリーが進んでいない現状が指摘されている。その上で、先行研究に見られる、途上国における社会政策の充実に政治的要因（民主化）と経済的要因（工業化）に帰してしまう議論や、工学の視座からの技術的な議論が見落としている、途上国におけるバリアフリーを必要とする社会環境、およびバリアフリー化することで社会が変わりうる展望を重視する、地域研究的な視点から議論を進めるという立場が示されている。そして方法としては、自身も障害者である筆者が車椅子で実走してバリアフリーの動線を確認することをはじめとする、フィールドワークを重視している。

第1章「権利としてのバリアフリー」では、バリアフリーの関係当事者である政府、事業者、障害当事者の三者と市民社会の関係を、バリアフリーの需要と供給、正当性から考え、途上国におけるバリアフリー化が困難な原因を考えるために、バリアフリーが権利として考えられるようになった北欧と米国の経験、およびベトナムを含むアジア諸国にバリアフリーという考えを広げる上で大きな役割を担った国連などの国際機関の動向を検討している。

第2章「ベトナムにおけるバリアフリー」では、ベトナムのバリアフリーの現状を、法制度（政府の観点）、バリアフリーのハード（事業者の観点）、バリアフリーのソフト（事業者の観点）から、バリアフリー化のプロセスにおける政府、事業者、障害当事者の三者の関係に着目して検討している。これらをふまえて、筆者の車椅子での実走調査による、都市バスを中心とするフィールドワークと、障害当事者のインタビューを通じて、ベトナムにおいてバリアフリーを妨げる要因が検討されている。

第3章「ベトナム市民にとってのバリアフリー」では、ハノイ市とホーチミン市の住民に対するアンケート調査を通じて、障害者と一般市民の意識が検討されており、過度のバイク社会になっている要因としての、バスを中心とする都市公共交通機関の問題点と、バリアフリー化の遅滞にもかかわらず、「心のバリアフリー」が進んでいることが指摘されている。

第4章「他都市のバリアフリー」では、社会主義国家という点でベトナムと共通性をも

ちつつ、オリンピックというイベントと高度経済成長でバリアフリー化が急速に進んだ北京、ベトナムと同じ東南アジアに位置し、障害者自身の運動がバリアフリー環境を実現させていったバンコク、かつてはベトナム同様のバイク渋滞が激しかったが、今や公共交通網の整備でこれを克服した台北という三都市の経験が検討されている。

第5章「ベトナムにおけるバリアフリーとは」では、ベトナムにおいてバリアフリーを形成する行政、事業者、障害当事者のそれぞれの課題を挙げ、ベトナムではバリアフリーが、行政、先進国の技術、障害当事者のリーダーの三者の間で成立しており、バリアフリー意識が障害当事者全体には浸透していない、という問題が指摘されている。こうした分析をふまえ、バリアフリーの形態として、ボトムアップ型、トップダウン型、キャッチアップ型、観光地型、人力介助型、途上国型という六つのタイプが析出されている。

終章は、以上のような考察をふまえた筆者のベトナムのバリアフリーへの提言ともいえるべき議論がなされている。ベトナムでは、勤労能力を有しながら、移動手段がないために社会参加できない障害者が少なくない、都市バスや地下鉄などの公共交通機関のバリアフリー化が整えば、こうした障害者の社会参加の拡大が展望できる、また、障害者が高等教育機関に参加することにより、健常者にもバリアフリーとは何かを伝えることができる、障害者が高等教育を修了することで、雇用機会を得て経済活動などに参加し、社会に恩恵を還元できる、などの展望を指摘し、ベトナムにおけるバリアフリー化は、庇護の対象であった障害者が社会人として生活できる転換点として大きな役割を果たすとしている。

本論文の積極的意義は、次のようにまとめられる。第一に、ベトナムの公共交通機関のバリアフリーの現状とその問題点を、他の東アジアの三都市との比較で論じた本論文は、アジアの発展途上国におけるバリアフリーを本格的に論じた先駆的業績であり、障害者権利条約を批准し、バリアフリーの重要性がさらに認識されるようになった日本の状況において、高い社会的意義を有する学問的業績である。第二に、車椅子による実走調査で、都市におけるバリアフリーの動線を確認するなど、障害者自身による参与観察によって、通常の文献情報に依拠しているだけでは解明できない問題点を浮き彫りにすることに成功している。第三に、ベトナムを中心としつつも、東アジアという広がりをもった考察がなされており、発展途上国におけるダイナミックな障害者論を提示している。

審査の過程では、本論文の問題点もいくつか指摘された。その主なものをあげると、第一に、バリアフリーとアクセシビリティとの関係、社会主義と民主主義の関係、先進国と発展途上国の二分法などに、分析が表層的で深みがなかったり、理論的に荒削りである点が散見される、第二に、ベトナムにおいても、障害者の法的な定義が変わると、政府統計上の障害者数が大きく変わることが指摘されながら、「東アジアでベトナムの障害者の対人口比が最も高い」ということが断定的に述べられている、第三に、ベトナムで見られる、障害者の困難を人力介助で支援するような動きを、「心のバリアフリー」という観点からは評価しているが、伝統社会の共同性と市民社会における「心のバリアフリー」の関係をどう概念的に整理するのが明確でない、などの問題点である。

審査委員会は、こうした問題点を、論文提出者が今後の研究で克服していくことを期待しつつ、それが本論文の積極的意義を否定するものではないことを確認した。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。